

議 第 8 1 号
令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

熊本市社会教育委員会議規則の改正について

熊本市社会教育委員会議規則を別紙のとおり改正したいので、議決を求めます。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

新型コロナウイルス感染拡大の防止等のため熊本市社会教育委員会議規則に書面審議の条項を追加するものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市社会教育委員会議規則

平成27年3月20日

教委規則第9号

改正 令和2年〇月〇〇日教委規則第〇〇号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市社会教育委員会条例（昭和28年条例第40号）第3条の規定に基づき、熊本市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営に関し、必要な事項を定める。

(議長及び副議長)

第2条 会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 3 会議に副議長を置き、委員のうちから議長が指名する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議長及び副議長の任期)

第3条 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、過半数同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第5条 議長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、前条の規定による書面審議を行うとき、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2年 ○月○○日から施行する。

熊本市社会教育委員会会議規則 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>第1条から第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(書面審議)</p> <p>第5条 議長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p style="text-align: center;">(会議の公開)</p> <p>第6条 会議は、公開とする。ただし、前条の規定による書面審議を行うとき熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成27年6月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和2年 月 日から施行する。</p>	<p>第1条から第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(会議の公開)</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(雑則)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成27年6月1日から施行する。</p>